

総合周産期特定集中治療室管理料について (別紙)

【総合周産期特定集中治療室管理料】

- 1 母体・胎児集中治療室管理料 1日につき 7,000点
- 2 新生児集中治療室管理料 1日につき 8,600点

出産前後の母体及び胎児並びに新生児の一貫した管理を行うため、都道府県知事が適当であると認めた病院であって、施設基準に適合するとして届出のあった医療機関において算定できる。

平成8年度に新設

- 1 母体・胎児集中治療室管理料 1日につき 6,000点
- 2 新生児集中治療室管理料 1日につき 7,000点

※ 平成10年、12年に順次点数を引き上げている。

【母体・胎児集中治療室管理料について】

1. 算定要件

- ・算定日数：14日を限度
- ・対象患者：次に掲げる疾患等のため母体又は胎児に対するリスクの高い妊娠と認められる妊産婦であって、医師が、常時十分な監視のもとに適時適切な治療を行うために母体・胎児集中治療室管理が必要であると認めたもの。

合併症妊娠、妊娠中毒症、多胎妊娠、胎盤位置異常、切迫流早産
胎児発育遅延や胎児奇形などの胎児異常を伴うもの

2. 主な施設基準

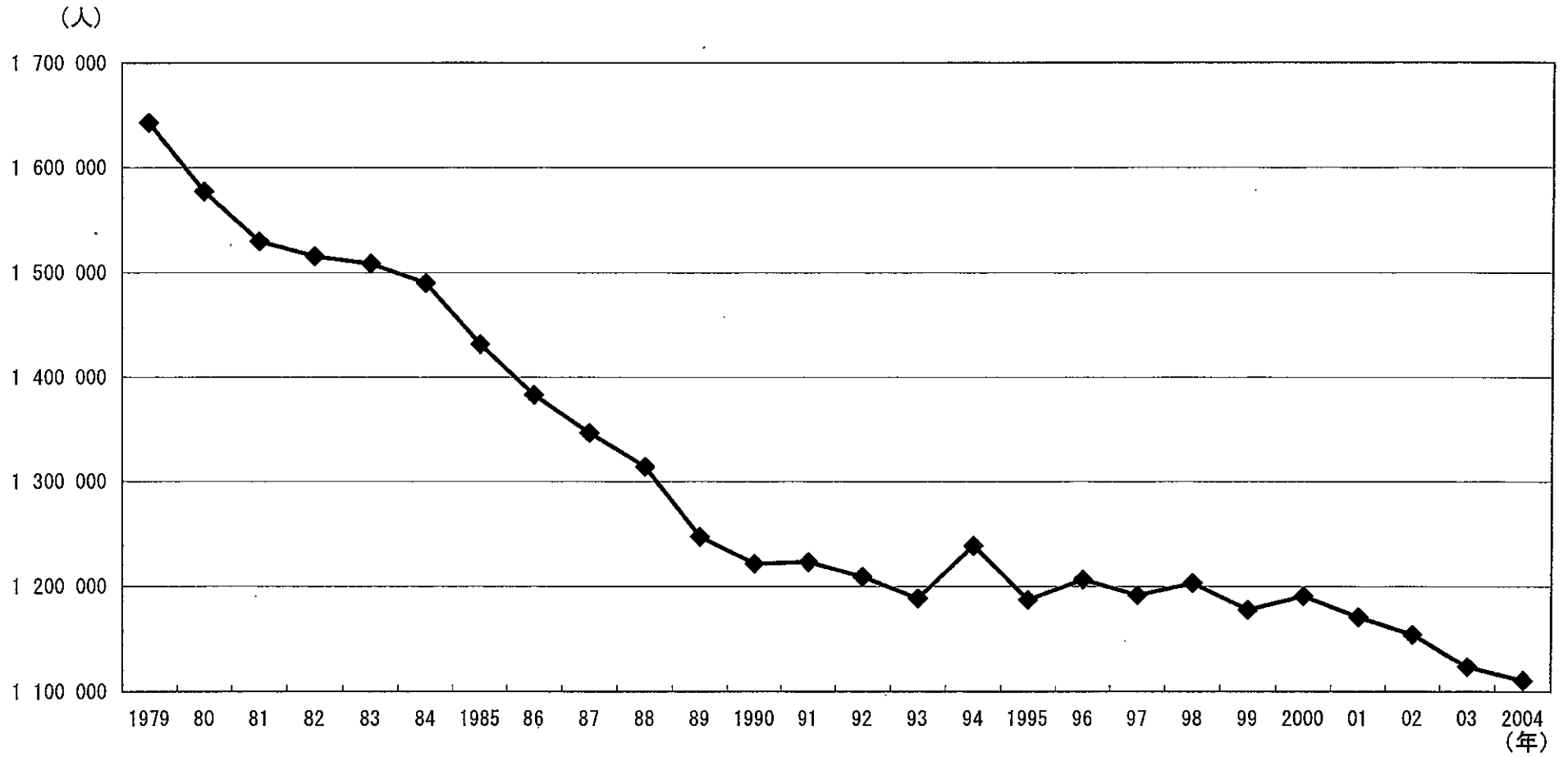
- ① 専任の医師が常時、母体・胎児集中治療室内に勤務していること。
- ② 母体・胎児集中治療室管理を行うにふさわしい専用の母体・胎児集中治療室を有していて、当該集中治療室の広さは、1床当たり15平方メートル以上であること。また、当該治療室に3床以上設置されていること。
- ③ 帝王切開術が必要な場合、30分以内に児の娩出が可能となるよう医師、その他の各職員が配置されていること。
- ④ 原則として、当該治療室はバイオクリーンルームであること。
- ⑤ 当該治療室勤務の医師は、治療室以外での当直勤務を併せて行わないものとする。等

3. 届出状況

		平成14年	平成15年	平成16年
総合周産期特定集中治療室管理料	(施設数)	31	35	39
母体・胎児特定集中治療室管理料	(病床数)	268	294	312
新生児特定集中治療室管理料	(病床数)	394	449	488

各年7月1日現在保険局医療課調べ。

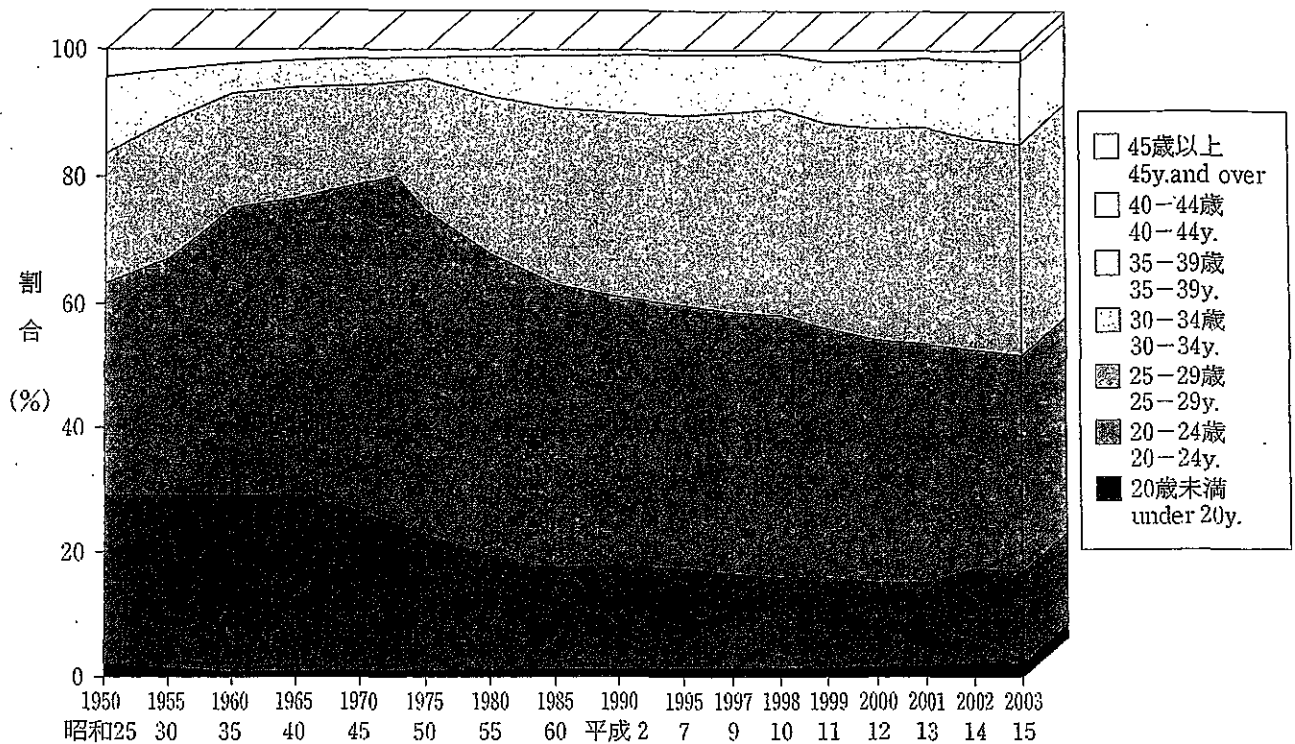
出生数の年次推移（1979年～2004年）



出典：厚生労働省「人口動態統計」

(参考資料)

第7図 母の年齢別，出生割合（昭和25年～平成15年）
Live Births and Percentages by Age of Mother, 1950-2003

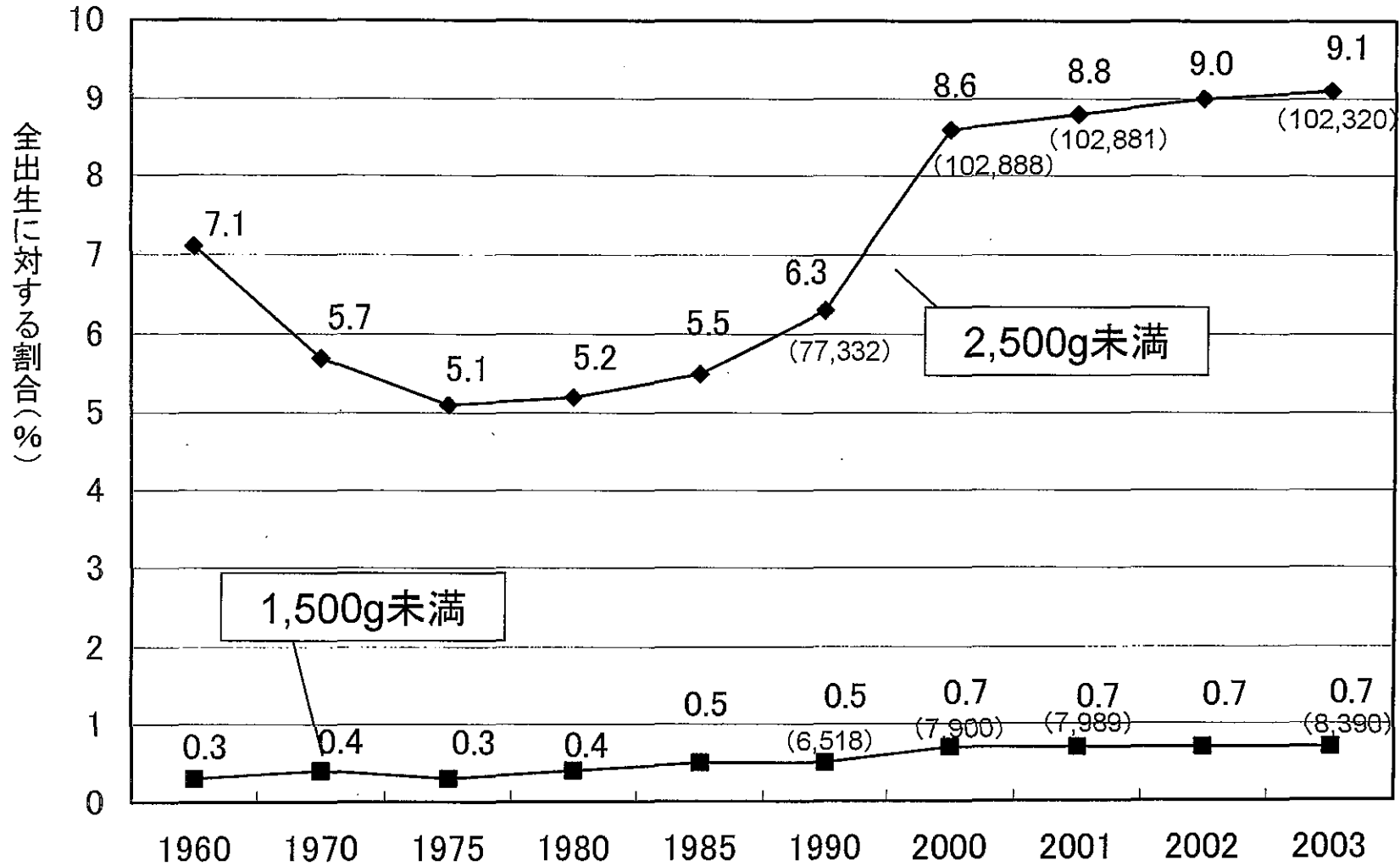


第15表 母の年齢別，出産順位別，出生数（平成15年）
Live Births by Age of Mother and Birth Order, 2003

母の年齢 Age of mother 出生 順位 Birth order	全 年 齢 Total	15歳未満 Under 15y.	母の年齢別							50歳以上: 50y. and over	不 詳 Not stated
			15~19	20~24	25~29	30~34	35~39	40~44	45~49		
総 数 Total	1 123 610	49	19 532	142 068	395 975	408 585	139 489	17 478	402	19	13
第1児 1st	545 227	49	17 484	98 682	224 556	157 406	41 583	5 311	133	11	12
第2児 2nd	418 310	-	1 969	38 217	138 075	178 253	56 036	5 670	84	5	1
第3児 3rd	129 396	-	78	4 671	29 105	60 837	30 892	3 745	67	1	-
第4児 4th	23 586	-	1	444	3 558	9 686	8 093	1 744	59	1	-
第5児 5th	4 981	-	-	45	528	1 764	2 018	591	34	1	-
第6児 6th	1 356	-	-	9	118	440	541	235	13	-	-
第7児 7th	428	-	-	-	26	125	186	86	5	-	-
第8児 8th	188	-	-	-	5	42	87	52	2	-	-
第9児 9th	78	-	-	-	3	21	33	19	2	-	-
第10児以上 10th and over	60	-	-	-	1	11	20	25	3	-	-

(注) 出産順位の児数は同じ母の出産した児の数であって，妊娠満22週以後の死産児を含む。
NOTE: In counting birth order, the number of previous births experienced by a mother, including foetal deaths occurred after 22 weeks of gestation is counted.

全出生に対する出生時体重2,500g未満(1,500g未満を含む。)出生の割合の年次推移



※ 括弧内の数値は実数。

資料:厚生労働省「人口動態統計」

周産期医療ネットワーク(概要)

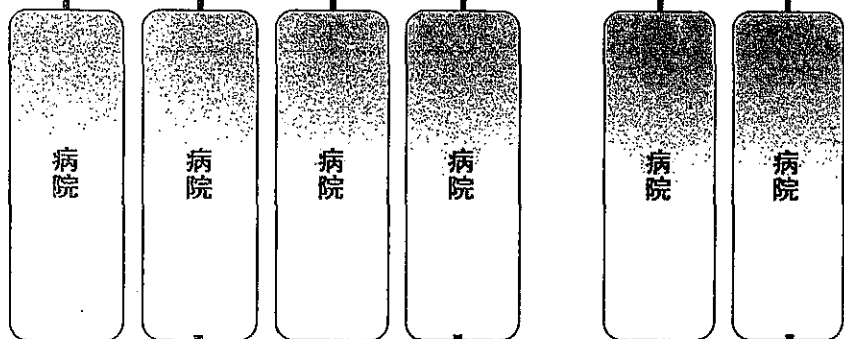
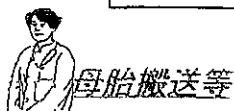
総合周産期母子医療センター



総合周産期母子
医療センター



- ★整備方針:3次医療圏に1か所(NICU・9床以上・MFICU 6床以上)
- ★機能
 - ◇ 出生体重1,000グラム以下、在胎27週以下の児や新生児外科、切迫早産等の重症母・児に対する極めて高度の医療を提供する施設。
 - ◇ ドクターカーを保有し、要請のあった地域の分娩機関等へ派遣する。
 - ◇ 研究や教育の援助、地域周産期医療データの分析・評価を行う。
 - ◇ 地域の周産期医療のNICU等の空きベッド状況等を把握し、即時的な情報等を提供するための情報ネットワークシステムを整備する。



地域周産期母子医療センター

- ★整備方針:総合周産期母子医療センターに1か所に対し、数か所整備
- ★機能
 - ◇ 人工呼吸器を用いた呼吸管理や産暈に対する常時の治療、糖尿病等を有するハイリスク妊婦の分娩を行うなど比較的高度の医療を提供する施設

